

中讃広域都市計画道路の変更

【香川県決定】

中讃広域都市計画道路の変更（香川県決定）

都市計画道路中3・4・110号南条町土器線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考			
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地		延長	構造 形式	車線 の数	幅員		地表式の区間における 鉄道等との交差の構造		
幹線 街路	3・4・110	南条町 土器線	丸亀市 塩飽町	丸亀市 土器町東 九丁目	丸亀市 塩飽町 風袋町 土居町 土器町	約2,730m	地表式	4車線	20m	幹線街路と平面交差2箇所				
												2車線		約910m
												4車線		約1,820m

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

市街地内交通の円滑化を図るため、整備に必要となる区域を追加するものである。

中讃広域都市計画道路の変更（香川県決定）

都市計画道路中3・4・110号南条町土器線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・4・110	南条町土器線	丸亀市塩飽町	丸亀市土器町東九丁目	丸亀市塩飽町風袋町土居町土器町	約2,730m	地表式	4車線	20m	幹線街路と平面交差2箇所	
	車線の数の内訳		2車線			約910m					
			4車線			約1,820m					

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

※上段赤書きは変更前

理由

市街地内交通の円滑化を図るため、整備に必要となる区域を追加するものである。

変 更 理 由 書

■ 3・4・110 号南条町土器線（香川県決定）

当該路線は昭和3年10月に「南条町土居線」及び「土居土器内間線」として当初決定され、その後、昭和42年3月に路線の統合を行い「南条町土器線」に名称を変更し、丸亀市の市街地から坂出市中心方面に至る東西幹線、また、市街地を環状に結ぶ内環状道路の一部を担う路線として位置づけられた。直近では平成20年11月に、都市計画道路「富士見町川西線」の廃止に伴い、円滑な交通処理ができるよう4車線区間の終点を都市計画道路「土器線」（外環状道路）に変更し、現在に至っている。

当該路線は、改訂版丸亀市都市計画マスタープラン（令和5年3月改定）において、幹線道路として、市内の連携強化に向け整備を推進することが位置付けられている。

今回事業実施にあたり、詳細設計の結果、必要となる区域を都市計画道路の区域に追加するものである。

S = 1 : 10,000

丸亀市都市計画図 (総括図)



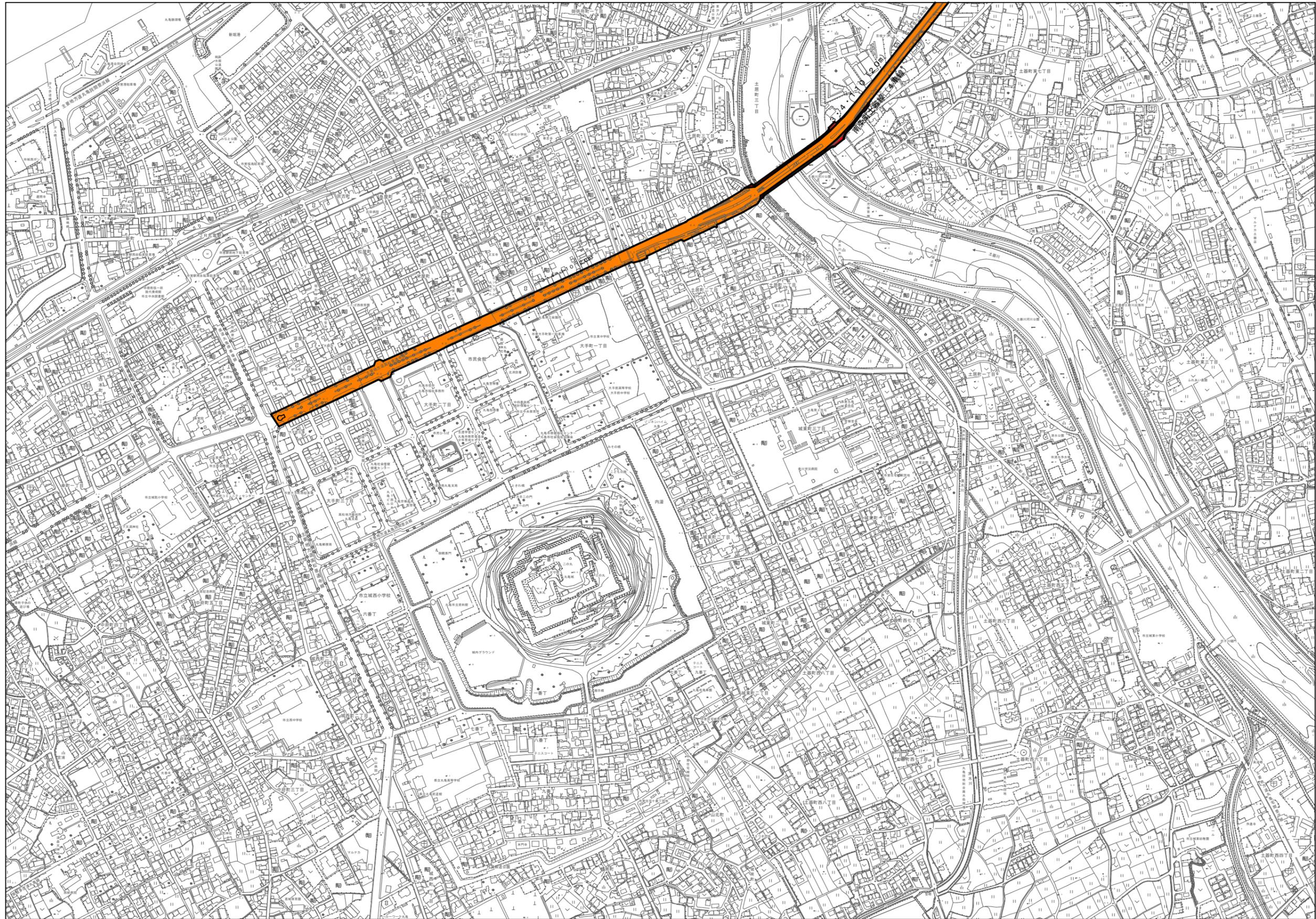
凡 例	
	新規決定
	変更なし



1	3	
4	5	6
7	8	9
10	11	12
	13	14
		15



凡 例	
	新規決定
	変更なし



1	2	3
4	5	6
7	8	9
10	11	12
	13	14
		15



凡 例	
	新規決定
	変更なし